

東商品支発第34号
平成23年5月12日

東京商工会議所税制委員会
委員長 井上 裕之 様

東京商工会議所品川支部
会長 大山 忠 一

中小企業・税制特別委員会
委員長 武田 健 三

品川支部 平成24年度税制改正要望

日本経済は、大企業を中心に収益が大幅に改善し、金融危機を端に発した世界同時不況からようやく脱却しているように見えますが、原材料価格の上昇や資金繰りの悪化に加え、海外企業との競争の激化により疲弊している中小企業も多くあります。

こうした中で、3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に、中小企業は大きな打撃を受けました。現在では政府において、復興への議論が数多くなされておりますが、その道のりは大変険しいと考えております。

こうした中、中小企業経営者はわずかな利益で限られたキャッシュフローから納税資金を捻出している状況にあります。しかし、「国家・国民のためなら喜んで税金を払いたい」「大震災の復興のためなら喜んで税を払う」と考えている中小企業経営者は少なくありません。

しかし、現在の税制や税の使途、混迷した政治状況、大震災後の迷走した政府の危機対応等を考えると、国民や企業経営者等の納税者が「喜んで納税したい」と考えられる状況とは言えません。

当品川支部では、区内会員企業の意見や、地域団体共催の意見交換会、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび本要望を取り纏めました。税制委員会、事業承継問題委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

【重点要望】

I. 東日本大震災の復興に関する提言

1. 震災地域を「復興モデル特区」とし、税制上の優遇を

震災地域において復旧への動きが始まっておりますが、復旧への道は大変険しく、解決すべき問題が数多く山積しております。

震災地域が真の復興を遂げるためには、日本全体の産業を復活・再成長させるためのグランドモデルとした国家戦略が必要と考えております。

つきましては、そのグランドモデルに基づき、被災地域に「ヒト・モノ・カネ」を行きわたらせ、真の新しいまちづくりを成し遂げるため、被災地域全域を新しい「復興モデル特区」とすることを要望いたします。

まず、津波による被害を比較的大きく受けた低地や沿岸部においては、以下の産業の振興策が有効と考えております。

○新たな農業の創出<低地の農業への有効活用>

- ・大規模農場や農業法人
- ・新しい形式の農業（例：ビル農場、大規模ハウス農園など）

○新たな漁業の創出<特定の沿岸部における新たな漁業の創出>

- ・国際競争力を持つ漁業事業者、漁業者の創出など

さらに、被害が比較的少ない中間部では、以下の産業の振興策が有効と考えております。

○新たな製造業の創出、誘致（国際競争力を持つ製造業など）

○エネルギー特区の設置（大規模太陽光発電装置などによるクリーンエネルギーの推進）

さらに、上記の施策を確実に推進するために、税制上においては、以下の措置を講ずることを要望いたします。

①復興モデル特区外（例えば首都圏、近畿圏）からの企業による復興モデル特区内への設備投資額全額の即時償却または任意償却

②特区内の居住用住宅の住宅ローンの拡充（10年間・5%の税額控除）

2. 民間活力の活用と徹底した行財政改革（安易な増税には慎重な検討を）

震災復興に関する費用は20兆円に達する試算があるなど、その費用は莫大になることが予想されます。増税による復興費用の調達に政府で検討されているようですが、復興のためには、企業活動が活発になり「ヒト・モノ・カネ」がいきわたることが前提であるので、増税による経済活動の停滞を憂

慮しております。財源問題への手当としては、復興国債の発行消化や、復興ファンドの創設は、充分可能と考えます。こうした前提に立ち、復興財源に関して、以下のとおり要望いたします。

- ①震災復興を目的とした民間ファンドへの出資に対する優遇措置
 - ・出資金所得控除、相続税における減額評価（例えば40%減額評価）
- ②復興国債の創設（相続税における減額評価（例えば40%減額評価））
- ③徹底した行財政改革による復興財源の捻出
 - ・国会議員歳費の返上（50%の返上で単年度約35億円の効果）
 - ・政党交付金（年間約320億円）を少なくとも50%返上
 - ・国家公務員人件費（約5兆円）の返上（20%返上で単年度約1兆円の効果）
 - ・独立行政法人の国庫支出金（平成23年度予算約3兆円）の一部削減（30%削減で約1兆円の効果）
 - ・特別会計を一旦は全廃、一般会計化し「国家百年の計」を策定する

3. 電力不足に対応し、経済再生につながる税制を

首都圏においては、大幅な電力不足による企業活動の停滞が懸念されます。特に電力需要の高まりが予想される今夏においては、大企業を中心に大幅な生産活動の抑制が懸念されます。電力不足の対応は中小企業も必要とかがえておりますが、電力不足による経済活動の停滞を最小限に止め、今後の経済成長や企業活力の強化のため、以下による税制上の措置を要望いたします。

- ①自家発電機、蓄電池購入への優遇（購入費用の一括償却、任意償却など）
- ②燃料電池、太陽熱集熱機、ガスコージェネレーションシステム、停電時対応型ジェネライタシステムや設備の購入に対する優遇（購入費用の一括償却、任意償却など）
- ③家庭用の太陽光発電、燃料電池の導入に対するインセンティブの創設、拡充（購入金額の所得控除など）

II. 企業活力を強化するための税制の確立

1. 行財政改革の実施と消費税の公平性の確立（現下の消費税率引上げに反対）

わが国の危機的な財政赤字や、東日本大震災からの復興、今後の社会保障給付費の増加を考えると、将来的には必要な財源の手当て（例えば保険料の引上げ、税収の確保など）は不可避と考えております。

しかし、現下の情勢において、消費税率の引き上げを行うことについては大きな懸念があります。仮に引き上げを行うと、低い粗利益で商取引を行っている中小零細企業は価格転嫁ができないことから、増税で経営が圧迫され、倒産が増加することが想像されます。雇用の7割を支えている中小企業の淘汰が進み、雇用への悪影響が懸念されます。また、現在の民主党政権においては、行財政改革が進んでいないと言わざるを得ず、勤労者や経営者等の納税者の納得性の観点から、消費税率の引上げが理解される状況でないと考えております。

さらに、消費税は被災地の企業や生活者も負担することになり、消費税率の引き上げにより、復興にブレーキがかかることが容易に想像されます。

従って、品川支部といたしましては、現下における消費税率の引き上げは反対であります。それよりも、まずは徹底した行財政改革と、税の公平性の確立をすべきであります。こうした認識に基づき、以下のとおり要望いたします。

①徹底した行財政改革の実施と第三者によるチェック機関の創設を

国民や企業に負担を求めるより、まずは、国会議員や地方議員の定数や報酬の削減、公務員人件費の削減、独立行政法人の徹底的な整理・統合、地方交付税交付金の抑制のほか、特別会計・特定財源の一般会計化、政府の余剰金の活用等、徹底した歳出削減、行財政改革の早期実施を要望いたします。

仮に、行財政改革の徹底した実施が確約されるのであれば、改革の「マイルストーン」を定めたいえ、商工会議所等の納税者で構成される第三者機関が改革の進捗状況をチェックしてはどうかと提案いたします。

②消費税における公平性の確立

輸出企業を中心に消費税の還付を受ける企業がありますが、国内取引がメインの中小企業はこうした恩恵が無く、不公平との指摘があります。こうした輸出中心の大企業と国内取引中心の企業の納税負担の不均衡を是正する対策の実施を要望いたします。

また、消費税は消費者が負担するという理念がありますが、中小企業においては、取引先との力関係により、価格転嫁が困難であります。こうした実情を踏まえ、政府は、大企業や消費者へのPRだけでなく、適正な価格転嫁のための指導の徹底などを早急に実施すべきであります。

経済情勢等で消費税を滞納する中小企業が増加しております。滞納は許されませんが、原因について更に厳密に調査すべきであります。この調査を踏まえ、経済情勢等により納付できない企業への救済措置の拡充をすべきであります。同時に故意に納付を免れる企業には罰則を強化すべきであります。

③消費税と社会保障について

現在の消費税は社会保障としての使途が定められておりますが、社会保障給付費が増加するのであれば、税の引き上げよりも保険料の引き上げも選択肢の一つであるでしょう。さらに、現下の危機的な財政赤字を勘案すると、社会保障目的以外の使途についても検討すべきであります。

2. 経済成長を成し遂げるための徹底した法人税の引き下げ

平成23年度の税制改正において、中小企業の軽減税率の引き下げや法人実効税率の引き下げが盛り込まれましたが、法人税の減税効果については、所得800万円の中小企業が24万円のキャッシュフローの改善になるとのことですが、この金額では新規雇用創出や設備投資につながるとは考えられません。

今後、日本経済を再び成長路線へつなげるためには実効性のある新たな経済成長戦略の策定が不可欠であり、企業の経済成長を後押しするような税制改正

が求められます。

わが国の法人税の実効税率は、国際的に比較して高い水準となっており、中小企業の競争力を阻害している要因となっております。こうした背景を踏まえて、中小企業の法人税実効税率の大幅な引き下げを要望いたします。さらに、法人税の中小企業軽減税率の11%までの引き下げと、昭和56年以降据え置かれている適用所得金額（現行：800万円）の完全撤廃を要望いたします。

3. 相続税と所得税の通算措置の検討を

平成23年度の税制改正案では、法人税減税の財源を捻出するため、いわゆる「ペイアズユーゴーの原則」により、最高相続税率の引き上げと基礎控除額・一人当たりの付加控除額の引き下げも盛り込まれました。

中小企業は収益の半分近くの法人税を納税し、その残りのキャッシュで設備・運転資金を捻出しています。さらに、わずかな預貯金や固定資産も、借入金の担保となり、その中から事業承継に係る費用を捻出しております。ある意味、所得税と相続税の二重課税と言えるでしょう。こうした中で、相続税率の引き上げや基礎控除額の引き下げは、実質的に増税と言わざるを得ません。

現状の相続税の仕組みでは、企業の業績が良くなるほど、相続税の負担が増える構造であり、優良な中小企業ほど税負担が増すばかりであります。例えば、中小企業については、法人税の納付額の累積額を勘案したうえで、事業承継に係る相続税の通算措置などを検討することを要望いたします。

なお、「ペイアズユーゴー原則」についても、大幅に見直すべきであります。ゼロベースで歳出を見直し、そのうえで必要な税額を算出すべきであります。

Ⅲ. 地方税に関する要望事項

1. 国際競争力や立地競争力のある中小企業を支援する地方税の確立

グローバル経済が進展した中、首都東京の活力強化は喫緊の課題であります。国際ビジネス拠点の競争力の強化、さらには立地競争力の強化の観点から、経済的に魅力のある東京を実現することが望まれます。一方、福島第一原発事故による電力不足により、製造拠点が海外等へ流出する恐れもあります。

東京都の産業政策の観点から、国際競争力のある中小企業を育成するため、地方税でも支援が必要という認識に立ち、以下のとおり要望いたします。

- ①商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限を「65%」に引き下げる軽減措置の拡充（負担水準の上限の引き下げ）および恒久化
- ②小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の二割減免する軽減措置の拡充（減免割合の引き上げ）および恒久化
- ③法人事業税・法人住民税の超過課税の即時撤廃
- ④地球温暖化対策税について、環境を名目とした新たな税負担増を求めることには反対（他の産業政策や環境政策と一体的な議論を行うべき）

2. 震災に強いまちづくりを促進する地方税の確立

先述の東日本大震災では、首都東京でも再考すべき課題は数多く出てきました。今後予想される首都直下型地震に対応するため、地方税における支援も急がれます。さらには、東日本大震災で直接的・間接的被害を受けた中小企業への支援も必要であります。こうした認識に立ち、以下のとおり要望いたします。

- ①事業者が耐震目的の改修工事（事業所・工場等）を行った際の固定資産税の減免
- ②事業者が耐震目的で事業所・工場等の建て替えを行った際の固定資産税の減免
- ③電力不足解消のため、事業者が省エネを実現する建物の建て替え・改修を行った際の固定資産税の減免
- ④中小企業者向け省エネ促進税制の拡充（法人事業税の減免等）
- ⑤液状化、建物損壊等の直接被害、計画停電や風評被害等の間接被害を受けた事業者に対する地方税の減免の実施
- ⑥宿泊税（宿泊料金1万円以上1万5千円未満1人100円、1万5千円以上1人200円）の免除
- ⑦帰宅困難者等への支援を目的とした、事業者が新たな設備投資（災害備蓄品の購入、災害対策資産等）した場合の固定資産税の減免

【通常要望】

I. 経済成長の起爆剤となる税制の確立

1. 設備投資を促進するための減価償却の損金算入価格の大幅な引き上げを

経済成長のために、企業の設備投資意欲を活性化させる大胆な発想が求められます。現在、中小企業投資促進税制や中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例制度などがありますが、対象価格が少額であるため、起爆剤とは到底言えません。また、各種税制において、業種別や対象設備が細かく区分けされるなど、煩雑で利用しづらいとの指摘があります。

こうした中、平成23年度の税制改正案では、定率法の償却限度が定額法の2.5倍から2倍に引き下げられましたが、これでは、企業の設備投資意欲を大きく減退させ、経済成長を阻害させるものと大きく懸念をしております。

そもそも、企業活動における設備投資の詳細は経営判断に属するものであり、償却資産の機能や規模、減価償却方法や耐用年数などは、経営者の自由裁量に任せられるべきものであると考えられます。

厳しい経営環境の中でも、企業が投資意欲を高めることにより、日本全体の経済を牽引する起爆剤と成り得ます。そのため、中小企業投資促進税制など措

置法を統合し、定率法の償却限度を引き上げるとともに、減価償却資産の取得価格における損金算入額を1,000万程度まで大幅に引き上げることを要望いたします。

2. 中小企業の留保金を促進する税制の確立（留保金課税の撤廃）

企業の成長を目指す中小企業にとって、設備投資・研究開発、財務基盤の強化のために、過小資本の克服が大きな経営課題となっています。そのため、優良な中小企業ほど、内部留保を厚くし、自己資本の拡充を図る必要があります。

日本経済の成長のためには優良な中小企業の育成が必要であり、留保金に課税する考えは、国際競争が厳しい現在では障害であると言わざるを得ません。

そこで、当支部では、留保金課税の適用除外や完全廃止にとどまらず、「中小企業の会計の指針」に対応した公正な決算書を作成する中堅・中小企業に対しては、企業体力強化、資本充実を目的とした留保金を増大させた部分を税額控除するなどの留保金を促進する税制の確立を求めます。

3. 役員賞与の事前確定届出制の撤廃

業績連動型の役員報酬制度の導入が広がりつつあり、中小企業においても経営者や幹部役員の意欲向上を引き出す仕組みとして取り入れられてきています。そのような中、役員賞与の事前確定届出制は経営の自由度を奪うことにも繋がるため、早急な撤廃を要望いたします。

II. 事業承継の円滑化に向けた総合的支援体制の確立

長きに渡って、当支部が要望しておりました相続税に係る抜本的な改正が、「非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度」で実現がなされました。

しかしながら、納税猶予制度の申請件数・金額は、平成20年（10月～12月）は45件・56億円、平成21年は146件・43億円であり、これから増加していくと思われませんが、全国ベースではまだまだ少ないと考えております。

時代のニーズに適合し、確実に本制度が中小企業に浸透するため、下記の点につきまして、事業承継税制の拡充、改正を要望いたします。

1. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

事業承継にあたっては、企業価値が増大すると、相続税が増加、又は第三者に低価譲渡を行うと譲渡税が課税されるなど、逆効果となります。そのため、事業承継には、企業価値を低減する手法が用いられるのが一般的です。

事業承継対策による企業価値の低減は、本来の健全な企業活動を損なうため、事業相続人の経営を圧迫する、事業承継型M&Aにおける第三者への株式譲渡の交渉に不利に働くといった問題があります。そのため、経営者が事業承継を

検討するにあたって、親族内承継か親族外承継を選択する際、企業価値の増大か低減かを選択する必要がありますが、企業経営の自由度を阻害しています。

財産評価基本調達における評価方法において原則的評価方法を用いる事例が多く、評価額は高く評価される傾向にあります。「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」（平成21年2月）で示されたように、実務上では様々な企業評価の方法が用いられており、インカムアプローチ（DCF、収益還元方式）や、各種方式の折衷方式など対象企業によって多様な株式評価が活用できるよう、取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直しを要望します。

2. 相続税の納税猶予制度の改善

非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度が創設されたことは、非常に大きな前進と思われますが、先代経営者、2代目以降の経営者の条件など事業相続人の要件が厳格である、適用範囲が発行済議決権株式総数の2/3以下の制限があるなどの問題が残っております。確実に本制度が中小企業に浸透するため、下記の点につきまして改善を要望いたします。

- ① 信託型の事業承継対策の導入企業に対する猶予措置の適用
- ② 主要経営者も含めるなど、先代経営者、事業相続人の要件緩和
- ③ 事業承継後に大幅な売上高減少などの意図的でない経営危機に陥った際の事業継続要件からの除外
- ④ 発行済議決権株式総数の制限撤廃

3. 従業員承継に対する支援税制

従業員承継の割合は、親族内承継よりも少ないとの調査結果がありますが、従業員承継の環境が未整備のため、実現できないのが現実です。事業内容熟知し、経営手腕が見込める従業員に事業承継を望む経営者は多いと考えられます。

従業員承継の大きな弊害となっている点は、①金融機関からの借入金の個人保証（借入金の保証書き換えの際に、事業相続予定の従業員個人の資産背景がなく、金融機関が個人保証の書き換えを認めない点）、②株式の買い取り能力（事業相続予定の従業員が株式買い取りのための資産を持たない点）があります。

つきましては、従業員承継の推進のため、下記の点につきまして拡充を要望致します。なお、金融機関が従業員承継において、個人保証の書き換えを認めない点につきましては、金融機関への指導など総合的な対策が望まれます。

- ① 従業員持株信託制度（日本版ESOP）の導入企業に対する税制の優遇
- ② 従業員に対する株式の低額譲渡の際の贈与税の減免

Ⅲ. 中小企業の事業環境改善に資する税制の確立

1. 印紙税の廃止

印紙税の現行の課税対象は紙の文書のみとなっており、近年の事務処理の機械化や電子商取引の発達により、これまで文書により作成されてきたものが電磁的記録等で代用されております。現に大企業は多くの印紙税の納付を免れている一方、中小企業の負担は依然として減っておりません。したがって、課税の公平性から見ても、印紙税はすでにその社会的役目を終えています。そのため、印紙税の早急な制度の廃止を要望いたします。

2. 外形標準課税の完全撤回

外形標準課税は、企業の本来経費である労務費や地代家賃を課税標準とするものであり、納得性の高い制度とは到底言えません。また、仮に資本金1億円未満の中小企業にも対象を拡大するようなことになれば、いわば増税倒産も懸念されます。よって、外形標準課税の完全撤回を要望いたします。

3. 環境税導入に絶対反対

環境税すなわち企業活動に対する税制についても、課税措置ではなく、むしろ環境対応や省エネ等の設備投資等を促す優遇措置等、産業育成を目的とした制度を拡充していくべきです。この方が産業構造の変革につながり、結果として継続的に目的を達成できるのではないのでしょうか。よって、企業活動を阻害し、逆効果をもたらす環境税の導入には断固として反対いたします。

以上